

金武町役場対向多重無線回線改修設計業務

特記仕様書

令和7年度

沖縄県企画部情報基盤整備課

(適用)

第1条 本特記仕様書は、沖縄県において発注する「金武町役場対向多重無線回線改修設計業務(以下「本業務」という。)」に適用する。

(概要)

第2条 本業務は、金武町役場の移転に伴い、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの市町村向け無線回線の改修設計(工事費積算業務を含む)を行うものである。

(遵守事項)

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室制定の「電気通信施設設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等を遵守するものとする。

2 本特記仕様書に明示されていない事項であっても、当然行わなければならない事項は、受注者において充足するものとする。

3 受注者は、本特記仕様書に明示されていない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議するものとし、受注者の一方的解釈によってはならない。

(業務の範囲)

第4条 本業務の範囲は、第17条から第23条のとおりとする。

(履行期限)

第5条 本業務の履行期限は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

(管理技術者)

第6条 受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務の目的及び内容を十分理解し、豊富な経験と技術を有する管理技術者を定め発注者に通知するものとする。

2 管理技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3 管理技術者は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 技術士(「電気電子部門」又は総合技術監理部門「電気電子」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

(2) RCCM(電気電子部門)又は RCCM と同等の能力を有する者。

(3) 平成27年4月1日以降に、沖縄県が発注する類似の無線回線改修に係る設計業務に1件以上、管理技術者又は照査技術者として携わった実績を有する者。

4 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 本業務は、共通仕様書第 1108 条に基づき「照査技術者及び照査の実施」を行う業務に該当するものとする。

2 受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

3 照査技術者は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 技術士(「電気電子部門」又は総合技術監理部門「電気電子」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

(2) RCCM(電気電子部門)又は RCCM と同等の能力を有する者。

(3) 平成27年4月1日以降に、沖縄県が発注する無線回線改修に係る設計業務に1件以上、管理技術者又は照査技術者として携わった実績を有する者。

4 照査技術者は、本業務受注者と直接的な雇用関係を有する者とする。

5 共通仕様書第 1108 条第2項第3号でいう照査計画の作成にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。

6 共通仕様書第 1108 条第2項第4号でいう業務の節目は、下記のとおりとする。

(1) 業務計画書作成時

(2) 現地調査終了時

(3) 詳細条件(無線回線構成)の決定時

(4) 設計計算、設計図、数量計算等の作成時

(5) その他、照査計画作成時において調査職員が指示した時

(担当技術者)

第8条 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を発注者に提出するものとする。

2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3 担当技術者は、本業務受注者と直接的な雇用関係を有する者とする。

(業務カルテ)

第9条 共通仕様書第 1110 条第 3 項による「業務カルテ」の提出期限 15 日以内とは、土曜・日曜・祝祭日を含まない日数をいう。

(提出書類)

第 10 条 共通仕様書第 1110 条で定める提出書類は、「委託業務関係様式集」によるものとする。

2 受注者は、契約締結後に別に定める業務委託関係提出書類一覧表に掲げる書類を提出し、発注者の承認又は承諾を受けなければならない。

3 受注者は、その他発注者が必要に応じ指示する書類がある場合は、速やかに指示する書類を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

(設計協議)

第 11 条 共通仕様書第 1111 条第 2 項の区切り毎の設計協議については、次のとおりとする。

名 称	協議回数	協議場所
当初協議	1 回	沖縄県庁内
中間協議	1 回	〃
最終協議(成果品納入時)	1 回	〃
関係機関打合せ協議	1 回	関係機関場所

2 当初協議及び最終協議時には、管理技術者が立ち会うものとする。

(業務計画書)

第 12 条 受注者は、契約締結後 14 日以内(休日等を含む)共通仕様書第 1112 条に定める業務計画書を作成し、発注者へ提出しなければならない。

(成果品)

第 13 条 共通仕様書第 1117 条第 1 項に定める成果品は、下記のとおりとし、記録媒体(CD-R 等)へ保存し、電子データの納品も行うこと。

(1)業務計画書 1 部

(2)設計概要書 1 部

(3) 実施設計報告書(調査報告書含む)	1 部
(4) 設計図面	1 部
(5) 数量計算書	1 部
(6) 工事費積算書	1 部
(7) 工事仕様書	1 部
(8) 照査報告書	1 部
(9) ARIB 照会結果	1 部
(10) 設計協議議事録	1 部
(11) その他必要な資料	1 部

(契約変更)

第 14 条 本業務の数量は、別紙委託数量総括表のとおりとし、この数量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

2 別紙委託数量総括表に記載のない項目については、別途協議するものとする。

(再委託)

第 15 条 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書第 1128 条第 1 項に定めるものとする。

(現地調査)

第 16 条 本業務の実施に当たっては、現地調査を実施して、現地の状況を十分把握するとともに、現地写真等を添付した調査報告書を提出するものとする。

(業務範囲)

第 17 条 本業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 多重無線回線改修設計として、設計区間において、現地踏査、ミラーテスト方位測定、設計計画、設計条件の確認、多重無線施設設計、設計図作成、数量計算(工事費積算含む)、照査により実施すること。

数量計算においては、アンテナ移設後の方向調整及び無線設備に係る回線試験費用及びこれらに付随する作業に係る数量を計算するものとする。

なお、以下の項目は本業務には含まれていない。

- ・設計図作成におけるアンテナ設置に係る詳細図及びケーブル敷設図
- ・アンテナ設置に係る支持柱等の構造計算

(2) ARIB 照会として、回線設計及び混信計算に基づく使用可能周波数の検討について、一般社団法人電波産業会へ照会を行うこと。また、照会結果を踏まえ、沖縄総合通信事務所に対し提出する無線局変更許可申請書(案)を作成すること。

(設計条件)

第 18 条 本業務の設計条件は、共通仕様書第 1209 条によるものとする。

(業務管理)

第 19 条 本業務における成果品の照査について、照査の経緯、内容等を記録した照査結果を調査職員に提出するものとする。

(使用する技術基準等)

- 第 20 条 共通仕様書第 1201 条に定める技術基準は、特に指示がない限り、別添 1 のとおりとする。
- 2 本特記仕様書において適用する基準類により難しい特殊な工法、材料、製品等を使用しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議し承諾を受けなければならない。
 - 3 設計図書には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。なお、これにより難しい場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けなければならない。

(設計図面)

第 21 条 共通仕様書第 1211 条 3 号に定める設計図面の作成は、沖縄県土木建築部制定の「土木工事設計要領」第 1 巻共通編・河川編第 1 章第 2 節によるものとする。

(数量計算書)

第 22 条 共通仕様書第 1211 条第 4 号に定める数量計算書の作成は、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修の「電気通信設備工事積算のための工事数量とりまとめ要領」によるものとする。

(工事費積算書)

第 23 条 工事費については、国土交通省制定「土木工事標準積算基準書(電気通信編)」に基づき、積算するものとする。

別添1 主要技術基準及び参考図書

NO	名 称	編集又は発行所名
1	電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省
2	道路トンネル非常用施設設置基準	国土交通省
3	建設機械施行安全技術指針	国土交通省
4	電気設備技術基準	経済産業省
5	電気通信設備施行管理の手引き	建設電気技術協会
6	電気通信設備据付標準図集	建設電気技術協会
7	電気通信設備工事費積算のための工事数量 とりまとめ要領	建設電気技術協会
8	公共工事の発注における工事安全対策 要綱解説	全日本建設技術協会
9	建築設備設計基準・同要領	公共建築協会
10	電気供給約款	各電気事業者
11	日本工業会規格(JIS)	工業技術院
12	電気絶縁材料工業会規格(EIMS)	電気絶縁材料工業会
13	電気規格調査会標準規格(JEC)	電気学会
14	日本電機工業会標準規格(JEM)	日本電機工業会
15	日本照明器具工業会規格(JIL)	日本照明器具工業会
16	電線技術委員会標準規格(ICS)	日本電線工業会
17	電気技術規程(JEAC)	日本電気協会
18	電気技術指針(JEAG)	日本電気協会
19	日本電設工業協会指針(JECA)	日本電設工業会
20	産業安全研究技術指針(RIIS)	日本電子機械工業会
21	日本電子機械工業会規格	日本電子機械工業会
22	日本蓄電池工業会規格(SBA)	日本蓄電池工業会
23	建設資材便覧	全日本建設技術協会
24	建設機械便覧	全日本建設技術協会
25	電害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会
26	電気設備工事標準図	国土交通省(官庁営繕編)
27	電気設備工事施工監理指針	国土交通省(官庁営繕編)
28	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会
29	新、工業電気設備防爆指針	産業安全技術協会
30	配電規程	日本電気協会

NO	名 称	編集又は発行所名
31	内線規程	日本電気協会
32	防災設備の電源と配線に関する指針	営繕協会
33	電気工学ハンドブック	電気学会
34	電気通信施設設計要領(案)・同解説(通信編)	建設電気技術協会
35	光ファイバーケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会
36	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会
37	通信鉄塔・局舎耐震診断基準	建設電気技術協会 日本建築防災協会
38	塔状鋼構造設計指針・同解説	日本建築学会
39	鋼構造設計基準	日本建築学会
40	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会
41	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	建築保全センター
42	電子情報通信ハンドブック	電子情報通信学会
43	無線工学ハンドブック	無線工学編集委員会